

精神保健福祉援助実習		単位数	履修方法(授業形態)	配当学年
6単位		SR(演習)+実習		4年
科目コード	CX5902	担当教員	阿部 正孝／大和田 誠子／志村 祐子／八巻 幹夫ほか	

※2011年度以前入学者向けの科目です。

※ここに記載の内容は2017年度までの実習申込・受講者のための内容となります。2019年度以降の実習申込・受講にあたっては、スクーリング時間数の増加、実習先施設（社会福祉施設のみ）、実習時期（10月生は半年の卒業延長）などを含め大幅に変更されます。

■実習の内容

精神障害者の社会復帰・生活支援を目的とした福祉施設等または精神科医療機関において、実習先機関の実情に応じて下記の内容に関する知識と技術を体得する。

【福祉施設等】

- ①利用者やその関係者、施設・機関・事業者・団体住民やボランティア等との基本的なコミュニケーションや人との付き合い方などの円滑な人間関係の形成。
- ②利用者理解とその需要の把握および支援計画の作成。
- ③利用者やその関係者（家族・親族・友人等）との支援関係の形成。
- ④利用者やその関係者（家族・親族・友人等）への権利擁護および支援（エンパワーメントを含む）とその評価。
- ⑤精神医療・保健・福祉に係る多職種連携をはじめとする支援におけるチームアプローチの実際。
- ⑥精神保健福祉士としての職業倫理と法的義務への理解。
- ⑦施設・機関・事業者・団体等の職員の就業などに関する規定への理解と組織の一員としての役割と責任への理解。
- ⑧施設・機関・事業者・団体等の経営やサービスの管理運営の実際。
- ⑨当該実習先が地域社会の中の施設・機関・事業者・団体等であることへの理解と具体的な地域社会への働きかけとしてのアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発に関する理解。

【精神科医療機関】

- ①入院時又は急性期の患者およびその家族への相談援助。
- ②退院又は地域移行・地域支援に向けた、患者およびその家族への相談援助。
- ③多職種や病院外の関係機関との連携を通じた援助。
- ④治療中の患者およびその家族への相談援助。
- ⑤日常生活や社会生活上の問題に関する、患者およびその家族への相談援助。
- ⑥地域の精神科病院や関係機関との連携を通じた援助。

■科目の内容

本科目は、(1)実習事前指導、(2)実習（24日間以上かつ180時間以上）、(3)実習事後指導から成り立っています。実習を通し、実習生自身が、専門職である援助者として、ふさわしい自分であるかどうかを見つめていただくことが重要となります。そのための事前学習がかなり大切となります。大学から与えられた課題のみではなく、体験学習や業務実績を通して得た課題をさらに深め、確認していくよう、皆さん自身が、積極的に学ばれることが必要です。実習を通し、精神保健福祉士としての価値や倫理、技術を十分にご自分のものとしていくことが望まれます。

事後指導では、実習において、それぞれが、自分の課題をいかに達成できたか、あるいは何が達成できなかったか等の振り返り、これまで学んできた援助技術がどれくらい身についたか等を検討していきます。

■到達目標

- 1) 現場体験を通して精神保健福祉士として必要な知識及び援助技術並びに関連知識の理解を深め、現場で活用できる。
- 2) 精神保健福祉士として必要な知識及び援助技術並びに関連知識を実際に活用し、精神障害者に対する相談援助及びリハビリテーションについて必要な資質・能力・技術を体現できる。
- 3) 職業倫理を身につけ、専門職として自覚に基づいた行動ができるようになる。
- 4) 具体的援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる。
- 5) 関連分野の専門職種との連携のあり方を理解し、試行することができる。

■教科書

1) 精神保健福祉士養成セミナー編集委員会編『精神保健福祉士養成セミナー8（第6版）精神保健福祉援助実習指導・現場実習』へるす出版、2017年

2) 『精神保健福祉援助実習課題ノート』東北福祉大学（演習受講者に配付）

※上記1) 2) の教科書を所持していない方は、下記教科書でも可。

日本精神保健福祉士養成校協会編 『新・精神保健福祉士養成講座8 精神保健福祉援助実習』中央法規出版、2009年

(最近の教科書変更時期) 2017年4月

■履修登録条件

この科目は「◆★精保演習」をすでに履修登録済みか、同時に履修登録をする方のみが履修登録できます。

※その他、履修の前提科目は『学習の手引き』3章をご参照ください。

■在宅学習15のポイント

【実習事前指導】

「精神保健福祉援助演習B」「精神保健福祉援助実習指導A」の同項の内容を参考に学習すること。

【実習事後指導】

「精神保健福祉援助演習 C」「精神保健福祉援助実習指導 B」の同項の内容を参考に学習すること。
※「精神保健福祉援助実習指導 A」は福祉施設実習、「精神保健福祉援助実習指導 B」は精神科医療機関実習を想定している。実習先種別に応じて適宜各回の学習のポイントを参考しながら学習を深めること。

■レポート課題

	事前指導スクーリング受講前の課題 ①「精保実習計画（案）」を鉛筆書きで作成し、提出期日までに郵送してください（提出締切日は『試験・スクーリング 情報ブック』または『With』を参照ください）。 <p>（提出方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回提出は様式 6-1 を使用し、2 回目添削の際は様式 6-2 を使用、様式 6-3 に修正した計画案を当日のスクーリングに持参すること。2 回目以降の添削が不要となった場合、特に修正の指示がなければ、様式 6-2・6-3 に改めて転記する必要はない。 ・送付の際は封筒表に「精保実習計画（案）在中」と明記する。 ・宛名を明記した返信用封筒（A4 用紙が三つ折で入るサイズ）を同封する（定形なら92円切手貼付）。 ・提出の際にはその都度、コピーをとって保管しておくこと。 ②『精神保健福祉援助実習課題ノート』の「Ⅲ 事前訪問までの準備」までの課題をすべて完成させる（「Ⅳ 事前訪問の主な課題」の部分は記入できる範囲で記入する）＝スクーリング時に持参ください。※今後課題が変更される場合あり。
課題 ①	事前指導スクーリング受講後の課題 ①実習先に事前訪問を行い実習指導者より「精保実習計画（案）」の内容について確認を得た後、「精保実習計画（清書用）」を完成させコピー 3 部を大学宛に提出する。 ②実習先への事前訪問後、『精神保健福祉援助実習課題ノート』の「Ⅳ 事前訪問の主な課題」の部分を完成させる。 ③実習先への依頼状=個々人で実習生として指導していただくことへの感謝とお願いの気持ちを込めて実習開始 1 ル月前頃に実習先へ依頼状（封書）を出す。
課題 ②	事後学習は援助実習での自己の振り返りを行い、自己評価とあらたな課題設定に向けて、一定の整理を行うものです。下記に沿い課題にあたってください。 ①実習終了後、速やかに実習先へ御礼状（封書）を出す。 ②「精保実習事後レポート」：4,000字程度を作成し、所定の提出締切日までに提出してください（提出締切日は『試験・スクーリング 情報ブック』または『With』を参照ください）。レポートにまとめる内容は下記 1)～4) のとおり。 1) 実習を終えての全体的感想 2) 実習前と実習後の精神保健福祉現場についての印象の変化 3) 設定した課題の評価や自分のあらたな課題 4) 実習を通して知りえた自分自身の評価も含めながら現場実習の成果と評価 実習で学んだことを分析・考察する内容であることが望ましく、単なる感想のみにならないように留意すること。 ※『実習記録』は、実習終了時に実習先に提出し、実習先から「実習生出勤簿」「実習評価表」と一緒に大学へ返送される。「精保実習事後レポート」作成のため、実習先に提出する前に自分用の『実習記録』のコピーをとっておくこと。 ※通常のレポート様式で提出する。手書き用・パソコン用どちらでも可。 ③『精神保健福祉援助実習課題ノート』のすべての課題を完成させる。

※提出されたレポートは添削指導を行い返却します。

【注意】2 ル所で実習を行う場合は、「実習計画（案）」は各 2 部ずつ、『精神保健福祉援助実習課題ノート』は各 2 部ずつ提出してください。

ト』で各実習先に応じて作成が必要な課題については、任意の用紙を追加貼付して作成、「実習事後レポート」は、それぞれ2カ所分の内容での提出（表紙1部にレポート2カ所分を貼付して提出）が必要になります。

■アドバイス



『精神保健福祉援助実習課題ノート』に示す事前学習課題は、実習生として少なくとも踏まえておかなければならぬものです。事前訪問までの準備の部分は、『精神保健福祉援助実習の手引き』の参考文献に基づいて、施設機関等の依拠する法律、施設機関の組織や機能、社会資源の関連法規等について学び、事前指導スクーリングまでに整理してください。十分な準備によってまとめられた資料は、必ず実習期間中に役立つものとなります。

それぞれの関心領域に基づき積極的に学ぼうとする姿勢が実習には重要です。「実習計画（案）」の作成は学び方を客観的にまとめる作業ですので、何を学びたいのか、そのためにどう取り組みたいのかという視点で立案してください。その際、実習指導者が決まっている場合、指導者と相談しながら計画を練ることもとても有効です。

実習の受入機関は多忙な業務を割いて指導してくださることを忘れないでください。それに応えられるだけの成果を得るような事前の準備を心がけてください。



実習後、事後指導スクーリング前の課題は、実習体験やご自身の専門職としての適性を含めた十分な振り返りを行い、レポートにまとめてください。特に、専門職としての適性については慎重にご自身を見つめ直してください。実習の目標課題の達成度を含め、実習で得た内容を、自分の実習計画に即しながらまとめてください。

■「卒業までに身につけてほしい力」との関連

とくに「基礎的知識」「応用的知識」「コミュニケーション力」「レポート作成力」「自己管理力」「協調性・主体性」「倫理観」「市民としての社会的責任」を身につけてほしい。

■参考図書

- 1) 精神保健福祉士養成セミナー編集委員会編『精神保健福祉士養成セミナー7（第6版）精神保健福祉援助演習【基礎】【専門】』へるす出版、2017年（第6版でなくて可）
- 2) 日本精神保健福祉士養成校協会編集『新・精神保健福祉士養成講座7 精神保健福祉援助演習』中央法規出版、2009年
- 3) 精神保健福祉士養成講座編集委員会編『改訂 精神保健福祉士養成講座7 精神保健福祉援助演習』中央法規出版、2008年
- 4) 日本精神保健福祉士養成校協会編『新・精神保健福祉士養成講座8 精神保健福祉援助演習（基礎・専門）』中央法規出版、2016年
- 5) 福祉臨床シリーズ編集委員会編『精神保健福祉士シリーズ10 精神保健福祉援助演習（専門）』弘文堂、2012年

■精神保健福祉援助実習について

「精神保健福祉援助実習」は、「精神保健福祉援助実習対象施設」において、24日間以上、かつ180時間以上の実習を行うものです。

「実習」前に「実習事前指導スクーリング」を受講する必要があります。また、「実習」後には「実習事後指導スクーリング」を受講する必要があります。

実習希望者は、下記の要件を満たしている必要があります。

- (1) 卒業後、精神保健福祉分野の業務に携わる意志を強く持っており、精神保健福祉の学習および実習に対して熱意と意欲をもっていること。
- (2) 精神保健福祉士の国家資格の取得を強く希望し、国家試験を受験する意欲があること。
- (3) 精神保健福祉援助実習事前指導スクーリングを受講していること。
- (4) 原則として「実習計画（案）」の添削指導を受け、必要提出書類の「個人記録（実習用）」「健康診断書」「誓約書」等、および「実習課題ノート」の所定の範囲を完成させ実習事前指導スクーリング時に提出していること。
- (5) すべての実習受講生は実習開始日の1ヶ月前には実習を除く指定17科目（2008年度以前入学者カリキュラム）または19科目（2009～2011年度入学者カリキュラム）を単位修得済みであることが望ましい。ただし下記の最低条件①②の両方を満たしていれば可とします。

実習開始の2ヶ月前までに、①指定科目の中から40単位の単位修得、②実習を除くすべての「専門科目」のレポートを提出済みであること。

実習申込時に「実習希望届」等と一緒に提出する「学習計画書」で無理のない計画を立てて実行してください。

- (6) 実習開始日の1ヶ月前までに完成させた「実習計画書（清書用）」のコピー2部を通信教育部に提出していること（原本1部は自身で所持）。
- (7) ルールや社会人としてのマナーが守れない方（スクーリングやガイダンスに遅刻する、許可なく自家用車で本学に来校する、「事前・事後レポート」の提出期限や入金期限が守れない、その他自身の行動や感情をコントロールできないなど）は、実習先ならびに利用者・患者様に迷惑をかけるおそれがあるとされ、実習受講が許可できなくなります。
- (8) 社会福祉士の実習との同時受講を希望の方

①先に社会福祉士の実習を終え（6月第4週～8月第2週の期間に23日間）、9月上旬の社会福祉士の実習事後指導スクーリングを受講した後、精神保健福祉士の実習を秋から冬（10／1～12／25の期間に24日間）に行うか、②先に精神保健福祉士の実習を終え（7月1日～8月第2週の期間に24日間）、9月中旬の精神保健福祉士の実習事後指導スクーリングを受講した後、社会福祉士の実習を秋（9月下旬から10月第2週の期間に24日間）に行う、のいずれかとなります。社会福祉士の実習を後半に行う②では、十分な実習期間の確保が困難となるため、①による受講を強くお勧めします。

■実習期間

◆実習期間：7月1日～12月25日

(実習の流れ)

①5月の実習事前指導スクーリング受講 → ②7／1～12／25の期間に実習

→ ③9月または2月に事後指導受講 → ④9月または3月卒業

※卒業には、規定年限以上在学（1年次入学者は4年間、2・3年次編入学者は、それぞれ3年・2年間）していることや、その他の卒業要件を満たすことも必要です。

※9／15時点で学年が2年生の10月生は実習の申込ができません。学年が3年生になった年度の9／15にお申込みください。

■学習を進めるにあたっての注意事項

実習受講にあたり、以下のとおり段階的に所定の条件を満たしていくことが必要となります。詳細については、以降の各条件をご確認ください。

(1) 「実習」申込締切日：9／15

実習希望者は下記の申込受理条件の達成にかかわらず、全員9／15までに申込を行うこと。

※医療機関を受診している方へ

現在、医療機関を受診している方は、養成に係る省令（「実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。」23文科高第501号障発0805第9号平成23年8月5日）により、予め実習係宛に申し出た上で「実習を行っても健康上問題がない旨」の主治医の診断書を提出していただきます。障害等により配慮の申請が必要な方も、予め実習係宛にお申し出ください。いずれも本学にて面談を実施する場合があります。申し出の時期は、原則各実習の申込み時とし、申込み後に医療機関を受診した場合は、受診後速やかに申し出ください。

(2) 9／15申込受理条件

①と⑤および②～④のいずれかの条件を満たすこと。

①精神保健福祉援助演習のスクーリングを受講済みで、かつ精神保健福祉援助演習の2単位めのレポートを提出（最終提出期日：1月末）し、各判定日までに合格していること。

ただし、下記②の10月末・11月末に実習申込受理条件の達成※を目指す方は、11／20までに精神保健福祉援助演習の2単位めのレポートを提出して合格することが必要。

②10月末・11月末までに指定科目8科目の単位修得（「精神保健福祉援助演習」+「専門科目^{注1}」4科目を含む）。

③上記②が達成できなかった方→12／20までに指定科目9科目の単位修得（「精神保健福祉援助演習」+「専門科目」5科目を含む）。

④上記③が達成できなかった方→1月末までに指定科目10科目の単位修得（「精神保健福祉援助演習」+「専門科目」6科目を含む）。

⑤受講判定日において、卒業見込み要件80単位以上を修得していること（認定単位を含む）。

注1：「専門科目」：「精神保健福祉論Ⅰ」「精神保健福祉論Ⅱ」「精神保健福祉論Ⅲ」

「精神保健」「精神医学」「精神保健福祉援助技術総論」「精神保健福祉援助技術各論」「精神科リ

ハビリテーション学」「精神保健福祉援助演習」「精神保健福祉援助実習」の10科目（以下、同様）

(3) 1月末までに条件を満たせなかった方は、当年9／15に再度実習申込みが可能です。1月末までに条件を満たせば、「精神保健福祉援助実習」の申込が受理されます。

- ①実習を希望する年度の初めに「精神保健福祉援助実習」の履修登録を行っていること。
 - ②精神保健福祉施設・病院での勤務経験がない方は、演習受講後、「体験学習」(2日間以上、1日ずつ2カ所以上でも可)を終えて「体験学習記録」を提出し、判定日までに合格していること。また精神保健福祉施設・病院での勤務経験がある方は、演習受講後1カ月以内に「実績報告書」を提出し、判定日までに「体験学習」の免除が認められていること。
 - ③実習申込みにあたり、「実習課題レポート」を提出し合格すること。
 - ④卒業後、精神保健福祉分野の業務に携わる意思を強く持っており、精神福祉の学習および実習に對して熱意と意欲を持っていること。
 - ⑤精神保健福祉士の国家資格の取得を強く希望し、国家試験を受験する意欲があること。
 - ⑥ルールが守れない方（スクーリングやガイダンスに遅刻する、許可なく自家用車で本学に来校する、レポートの提出期限や入金期限を守れない、その他自身の行動や感情をコントロールできない等）は、実習先に迷惑をかけるおそれがあるとされ、実習受講が不許可または取消となる。
- ※10月生または4月生の在籍延長者で9月末の卒業を希望する方は、7月～8月第2週の期間に実習を終え、9月の実習事後指導を受講し合格しなければなりません。
ただし卒業には規定年限以上在学している必要があります。

●実習開始条件（※2011年度以前入学のすべての学生に対して適用）

実習開始日の1カ月前には実習を除く指定17科目（2008年度以前入学者カリキュラム）、または19科目（2009～2011年度入学者カリキュラム）の単位修得済みであることが望ましい。ただし下記の最低条件を達成していれば可とします。

実習開始日の2カ月前までに、①指定科目の中から40単位の単位修得、②実習を除くすべての「専門科目」のレポートを提出済みであること。

●実習申込受理条件を達成するための単位修得方法

1) レポート

受講判定日（10月末、11月末、12／20、1月末）の1カ月前までに提出し、判定日までに合格していることが必要です。不合格になった場合は再提出の機会がないこともあるので、早めに提出してください。

1月末より前に受理条件の達成を目指す場合の「演習」の事後レポート提出締切日はそれぞれの判定日です。

2) 科目修了試験

11月末および12／20が判定日の場合は第5回（10月）を、1月末が判定日の場合は第6回（12月）科目修了試験までを受験して合格していることが必要です。

3) スクーリング

各判定日の3日前までのスクーリングを受講して合格していることが必要になります。

■精神保健福祉援助実習事前・事後指導スクーリング申込上の注意

- ・この科目はスクーリングの受講が必ず必要になります（仙台でのみ開講）。
- ・1クラス20人以内の少人数で開講します。
- ・受講料は、事前・事後合わせて10,000円となります（事前指導申込者に請求）。
- ・受講許可証・納入依頼書は、別便にて発送いたします。
- ・スクーリング開講日・申込締切日は、『試験・スクーリング 情報ブック』または『With』を参照ください。
- ・申込は、『With』巻末の申込用紙を郵送してください（対象者に直接郵送案内する場合があります）。
- ・希望受講日は必ず第二希望まで○を付けてください（第一希望と同一は不可）。
- ・クラス分けは無作為に行いますので、教員の指定はできません。
- ・申込締切後の、受講日程の変更は受け付けいたしません。必ずしも第一希望での受講ができない場合があります。ご了承ください。
- ・公共交通機関の延着を除き、遅刻・欠席は認められません。また、スクーリング終了時間前の退席は認められません。

■医療機関を受診している方へ

現在、医療機関を受診している方は、養成に係る省令（「実習を実施する際には、健康診断等の方法により、実習生が良好な健康状態にあることを確認した上で実施すること。」23文科高第501号障発0805第9号平成23年8月5日）により、予め実習係宛に申し出た上で「実習を行っても健康上問題がない旨」の主治医の診断書を提出していただきます。障害等により配慮の申請が必要な方も、予め実習係宛にお申し出ください。いずれも本学にて面談を実施する場合があります。申し出の時期は、原則各実習の申込み時とし、実習申込み後に医療機関を受診した場合は、受診後速やかに申し出てください。

■精神保健福祉援助実習対象施設（2011年以前入学者対象）

「精神保健福祉援助実習」対象施設（「精神保健福祉援助実習A」実習対象施設参照。）

※実習先施設に関する注意事項

自身が利用している（または利用経験のある）施設での実習は、情報保護等の観点から認めておりません。

■単位認定通知

(1)事前指導スクーリング、(2)「実習計画書」、(3)実習記録、(4)実習評価、(5)「実習事後レポート」、(6)事後指導スクーリングの評価を総合して行います。

■「麻疹（はしか）」「インフルエンザ」などの感染症対策

「麻疹（はしか）」にかかったことがなく、「麻疹（はしか）」の予防接種を受けていない方（母子手帳に記載されています）は、医療機関にて「抗体検査」を受けていただく必要があります。また、「インフルエンザ」の対策についても、p.240に記載の事項を読んで、念入りに行うようにしてください。